

平成24年8月

保険契約者 各位

公益財団法人 建設業福祉共済団

## 東日本大震災の被災地における瓦礫処理及び除染業務の取扱いについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

建設労災補償共済保険につきましては、ご契約いただきありがとうございます。

標記の件につきまして、国土交通省より各都道府県等に対し経営事項審査に係る事務連絡として東日本大震災で発生した瓦礫などの産業廃棄物の処理業務及び、原子力発電所の事故により飛散した放射性物質の除染業務を建設業者が受注した場合、処理内容に含まれる建設工事部分を完成工事高に計上し、会計上やむを得ず契約金額の全額を完成工事高として計上した場合は、建設工事以外の部分についてはその他工事に含めて計上することができる旨の通知が出ております。

(瓦礫処理：平成23年12月19日と平成24年2月8日通知、除染業務：平成24年6月27日通知)

一方、当団の調査によれば瓦礫処理及び除染業務の労災保険の成立に関しては、下記「1. 労災保険の適用」の取扱いになるとされています。

以上のことから当共済保険において同業務の災害を補償する際には、建設事業の労災保険が適用される時は年間完成工事高契約で補償の対象とし、清掃業等の継続事業の労災保険が適用される時は関連事業契約で補償の対象とします。従いまして、同業務の補償を当共済保険で確実に行う為には、関連事業契約への加入が必要な場合がありますので、受注の都度所轄労基署にて当該処理業務等が建設事業の労災を成立させるか清掃業等の継続事業の労災を成立させるかご確認をお願いします。その上で、裏面の「2. 当団の取扱いについて」に従いお手続き願います。

## 記

### 1. 労災保険の適用

下記(1)、(2)とも所轄労基署への確認を行うことをお勧めします。

#### (1) 瓦礫処理業務

当該瓦礫処理の契約金額のうち建設工事部分が多い場合は建設事業の労災保険が適用され建設工事以外(産業廃棄物の収集・運搬)の部分が大きい場合には清掃業等の継続事業の労災保険が適用されるということです。

## (2) 除染業務

当該除染業務が建設事業の態様を伴う作業で、主に屋根上や足場での作業、ゴンドラや高所作業車を使用する等の高所作業、バックホー、ブルドーザー等の重機を使用する作業等の場合は建設事業の労災保険が適用されるとのことです。

同業務が主に外壁や窓拭き作業、高圧洗浄機による作業等の場合は「清掃業」等の継続事業の労災保険が適用されるとのことです。

## 2. 当保険の取扱いについて

### (1) 貴社が受注した処理業務が労災保険の「建設事業」とされた場合、年間完成工事高契約で補償します。

申込書に記載する際の完成工事高の計上について

- ①既に瓦礫処理及び除染業務の契約金額の全額が完成工事高に含まれている場合は、その完成工事高を計上してください。
- ②前期の総売上高に完成工事高に計上していない建設事業以外の瓦礫処理及び除染業務の売上高がありましたら、今回申込みの建設事業の完成工事高の「その他工事」に同売上高を計上してください。  
※今期の受注分については次年度に計上してください。

### (2) 労災保険の「清掃業」とされた場合、関連事業契約の「清掃業」の契約が成立している場合に補償します。

- ①既に処理業務を受注し現在作業中である場合は関連事業契約にお申し込みください。  
また、本共済保険契約締結後に受注した場合は契約期間の途中でも加入が出来ますので当団へ速やかに連絡をお願いします。
- ②昨年の実績がある場合  
既に「清掃業」の労災保険を成立している場合で、関連事業契約に加入していない場合は関連事業契約にお申し込みください。  
なお、既に関連事業契約として加入している場合は引き続き契約更新をお願いします。

※ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

◎連絡先 公益財団法人 建設業福祉共済団  
TEL03-3591-8451 FAX03-3591-8474

以上

参考

事務連絡  
平成23年12月19日

各地方整備局等担当官 殿  
各都道府県担当官 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

災害廃棄物処理業務委託契約に係る  
経営事項審査における取扱いについて

東日本大震災の被災地域において、災害廃棄物の処理を内容とする業務の委託が行われているところであるが、当該地域における当該内容の業務委託契約に係る経営事項審査における取扱いの留意事項は下記のとおりとするので、審査に当たっては遺漏なく取り扱われたい。

記

業務委託契約が災害廃棄物の収集・運搬等の役務提供のみを内容とする場合には、当該業務委託契約は建設工事の請負とはみなされないことから、経営事項審査における完成工事高の評価対象とはならない。

しかしながら、業務委託契約の内容に、災害廃棄物の収集・運搬のみならず、建設工事の施工が含まれる場合であって、当該施工に係る業務の実質が建設工事の請負とみなしうるときは、当該契約について経営事項審査における完成工事高の評価対象とすることができる。

例えば、災害廃棄物の焼却処理施設等に係る工事の施工が業務内容に含まれていることが、発注者の示す要求水準書等において明記されている契約である場合がこれに該当する。

この場合においては、契約金額のうち建設工事に相当する金額のみを経営事項審査における完成工事高に含めることができることとする。

別添

事務連絡  
平成24年2月8日

各地方整備局等担当官 殿  
各都道府県担当官 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

災害廃棄物処理業務委託契約に係る  
経営事項審査における取扱いについて

東日本大震災の被災地域における災害廃棄物処理業務委託契約に係る経営事項審査については、平成23年12月19日付け事務連絡により取扱いの留意事項を周知したところであるが、これに伴う申請上の取扱いは下記のとおりとするので、遺漏なく措置されたい。

記

災害廃棄物処理業務委託契約について、その契約金額の全額を、会計上やむを得ず完成工事高として計上した建設業者については、経営事項審査の工事種類別完成工事高及び工事種類別元請完成工事高の申請においては、契約金額のうち建設工事に相当する金額のみを申請業種に係る「完成工事高」及び「元請完成工事高」の欄に含めて記入し、それ以外の金額については「その他工事」の「完成工事高」及び「元請完成工事高」の欄に含めて記入することとなる。

事 務 連 絡  
平成24年6月27日

各地方整備局等担当官 殿  
各都道府県担当官 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

### 除染業務委託契約に係る経営事項審査における取扱いについて

東日本大震災の被災地域（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）に基づく除染特別地域、汚染状況重点調査地域等を含む。）において、放射性物質により汚染された土壌等の除染を内容とする業務の委託が行われているところであるが、当該内容の業務委託契約に係る経営事項審査における取扱いの留意事項は下記のとおりとするので、審査に当たっては遺漏なく取り扱われたい。

#### 記

業務委託契約が落葉等の除去や洗浄・清掃等の役務提供のみを内容とする場合には、当該契約は建設工事の請負とはみなされないことから、経営事項審査における完成工事高の評価対象とはならない。

しかしながら、当該契約の内容に、重機等を用いた表土の除去及び客土・圧密などの建設工事の施工が含まれる場合であって、当該施工に係る業務の実質が建設工事の請負とみなしうるときは、契約金額のうち建設工事に相当する金額のみを経営事項審査における完成工事高に含めることができることとする。

なお、契約金額の全額を、会計上やむを得ず完成工事高として計上した建設業者については、経営事項審査の工事種別別完成工事高及び工事種別元請完成工事高の申請においては、契約金額のうち建設工事に相当する金額のみを申請業種に係る「完成工事高」及び「元請完成工事高」の欄に含めて記入し、それ以外の金額については「その他工事」の「完成工事高」及び「元請完成工事高」の欄に含めて記入することとなる。